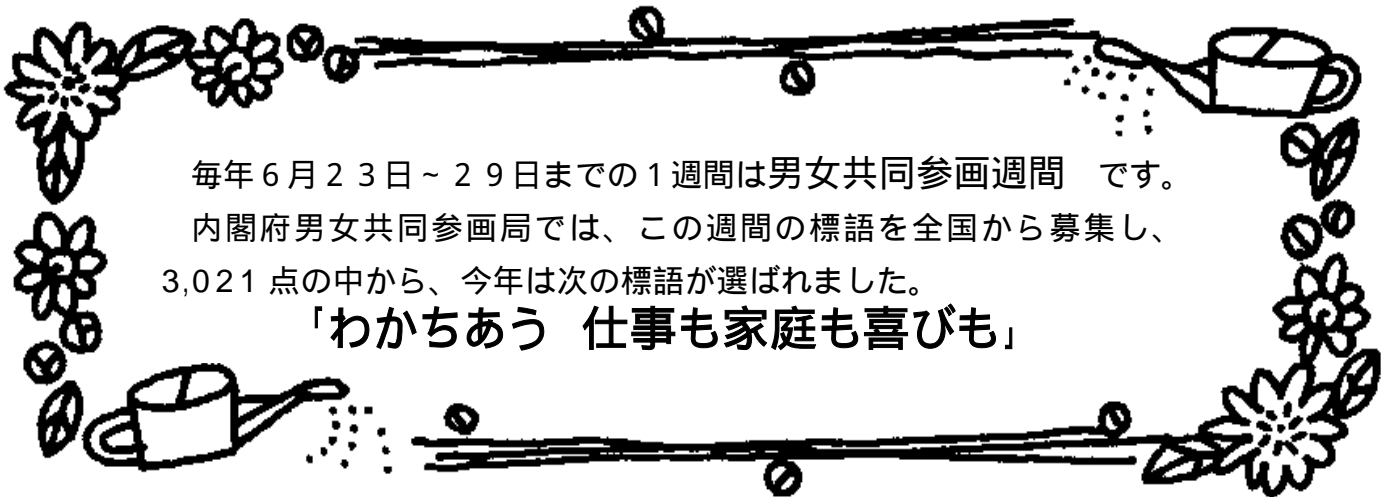


はちおうじし
男女共同参画センターだより
2008年6月 vol. 13

平成 20 年 6 月 1 日 発行



毎年6月23日～29日までの1週間は男女共同参画週間です。
内閣府男女共同参画局では、この週間の標語を全国から募集し、
3,021点の中から、今年は次の標語が選ばれました。
「わかちあう 仕事も家庭も喜びも」

平成11年6月23日に、男女が共に尊重しあい、支えあうことを目指し「男女共同参画基本法」が公布・施行されました。これを記念した「男女共同参画週間」には、各地でさまざまなイベントが行われます。

八王子市では、次のイベントを行いますので、是非ご参加ください

映画上映会「たそがれ清兵衛」

黄昏時には仕事を切り上げ、病身の妻の介護と家事をこなす清兵衛。愛する家族と共に過ごした彼の人生は、人の生き方について考えさせられます。

日時 平成20年6月29日(日)午後2時～4時半
場所 クリエイトホール11階 視聴覚室
定員 72名(抽選)



(映画「たそがれ清兵衛」より)

講演会「自分らしい“働き方”発見セミナー」
～社会で活躍する女性たちからのヒント～

講師として、日経ウーマン編集長の麓幸子さんをお招きし、女性の働き方や生き方、様々なライフスタイルについて実例を交えて紹介していきます。

日時 平成20年6月28日(土)午後2時～4時
場所 クリエイトホール10階 第2学習室
定員 60名(抽選)

いずれも受講料は無料！申込みは、広報はちおうじ5月15日号及び6月1日号をご覧ください。また、1歳～6歳(未就学児)までの託児も行っています。(定員15名・抽選)

市役所2階市民ロビーとクリエイトホールではパネルを展示していますので、是非見に来てください

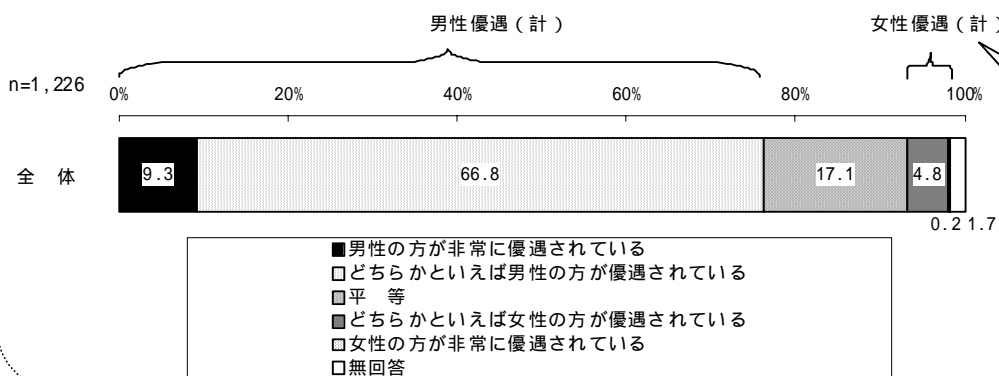
特集：男女共同参画に関する市民意識実態調査

～調査の結果報告～

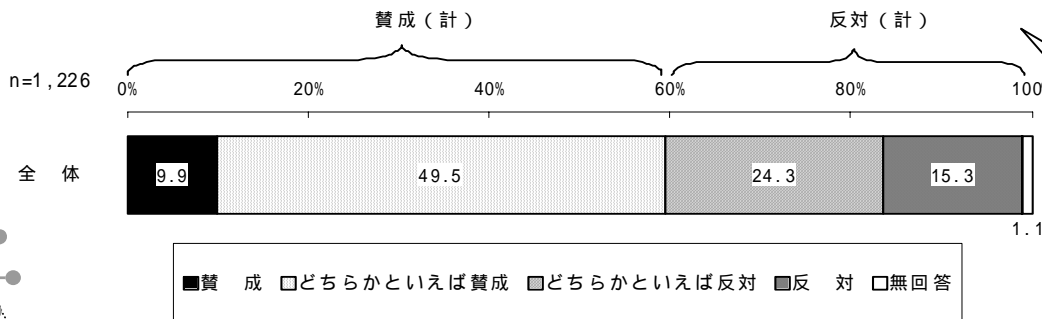
平成11年の「男女が共に生きるまち八王子プラン」策定から10年を迎え、新たに平成21年からの計画の基礎資料とするため、平成19年10月に市民のみなさん3,000人を対象に「市民意識実態調査」を実施しました。

みなさんの男女共同参画に関する意識や実態などについてお聞きし、1,226人の方からご回答をいただきました。今回、調査の結果がまとまりましたので、その一部をご紹介します。

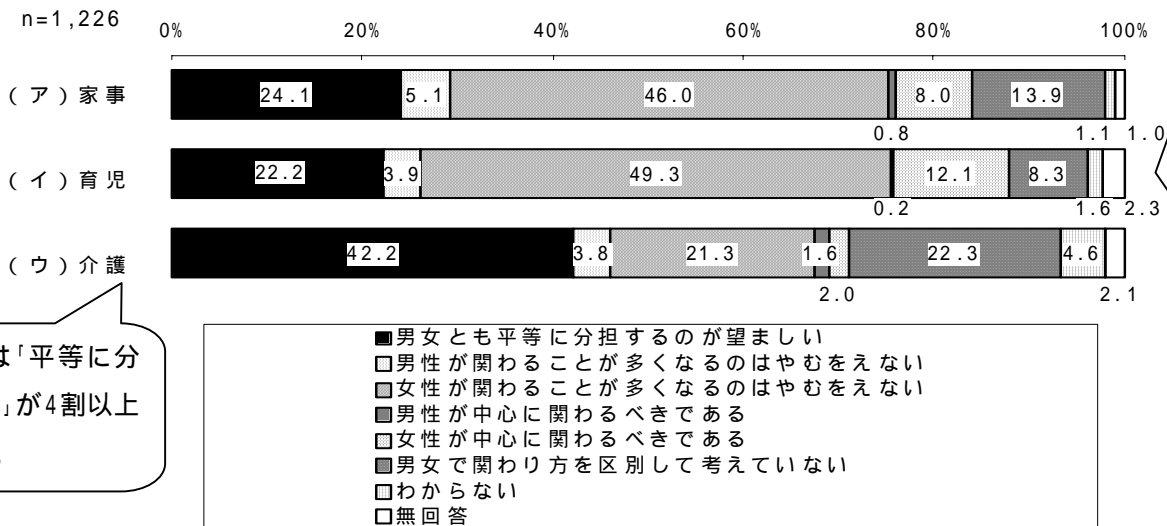
社会全体において男女の地位は平等になっていると思いますか？



「夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである」という考え方について、どう思いますか？



家事・育児・介護についての男女の関わり方の違いについて、あなたの考え方はどれにあてはまりますか？



回答していただいた方々、ありがとうございました。

今回の調査結果を活かし、八王子市男女共同参画社会の推進をしていきます。



ちょっと読んで！

配偶者暴力防止法が改正されました。

配偶者暴力防止法(DV法)の一部が改正され、平成20年1月11日から施行されました。今回の改正は、「保護命令制度の拡充」などが大きなポイントになっています。

《主な改正点》

(詳細は内閣府のホームページ <http://www.gender.go.jp/e-vaw/index.html> を参照してください。)

1 生命・身体に対する脅迫を受けた被害者も保護命令の申立てができます。
身体に対する暴力に加え、生命・身体に対する脅迫を配偶者から受けた場合も、保護命令を申立てることができるようになりました。

2 被害者に対する電話等が禁止されます。

被害者への接近禁止令と併せ、次のような行為も保護命令の対象となります。

面会の要求

行動の監視に関する事項を告げる

著しく粗野・乱暴な言動

夜間の電話、ファクシミリ、電子メール

著しく不快・嫌悪の感情を催させる行為など

名誉を害することを告げる

無言電話、連続しての電話、ファクシミリ、電子メールを利用した嫌がらせなど

性的羞恥心を害するようなことを告げたり、文書などを送付すること



内閣府
女性に対する暴力根絶のための
シンボルマーク

3 被害者の親族等も接近禁止命令の対象となります。

今まで、被害者本人や被害者の子どもに限定されていましたが、被害者の親族等も保護の対象となり、接近禁止命令が発せられるようになりました。(被害者の親族等の同意が必要)

その他、市区町村による基本計画の策定、配偶者暴力支援センターの設置についての努力義務や裁判所から配偶者暴力支援センターへの保護命令発令の通知が明記されました。

配偶者暴力防止法ってなに？

配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備し、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図ることを目的とする法律です。

- ・「配偶者」には、婚姻の届出をしていないいわゆる「事実婚」を含み、男性・女性の別を問いません。
- ・「暴力」は、身体に対する暴力のみならず、精神的・性的暴力も含まれます。

ひとりで悩まず、相談して...

八王子市男女共同参画センター 詳しくは裏面をご覧ください。 042-648-2234

東京都女性相談センター(多摩支所) 月～金(祝日・年始年末を除く)

9:00～16:00 042-522-4232

東京ウィメンズプラザ 年末年始を除く毎日 9:00～21:00 03-5467-2455

市内警察署生活安全課 八王子警察署/ 042-645-0110 高尾警察署/ 042-665-0110



ほっとタイムサービスのご案内

クリエイトホール内の生涯学習センター・図書館・男女共同参画センターや、しごと情報館を利用される方で、満1歳～6歳(未就学児)までのお子さんをお持ちの方！学習活動・求職活動がされている間、お子さんをお預かりします。ぜひご利用ください。(登録、予約が必要です)

毎週 水・金・土曜日 午前9時から12時

毎週 火・木曜日 午後1時から5時



詳細については、男女共同参画センターまでお問い合わせください。



女性の相談室



一人で悩まないで。困ったときは相談を。

専用電話 042-648-2234

- ・ プライバシーは守ります。
- ・ 相談はいつでも無料です。
- ・ 託児(1歳～未就学児)は予約制です。

専門相談 * 予約が必要です。

夫婦・家族間の悩み事、生き方や人間関係の悩み、妊娠・出産・更年期などの女性特有の不安、女性の人権に関わる法律や裁判の相談に、専門の女性相談員が応じます。

女性のための相談・カウンセリング
カウンセリング (心理カウンセラー)

水・土曜日：午前9時～正午

第2木・第4月曜日：午後5時～午後8時

女性のための相談(専門相談員)

木曜日：午後1時～午後4時

女性のための保健相談(保健師)

第3金曜日：午前9時30分～11時30分

女性のための弁護士相談(弁護士)

毎月第4土曜日：午後2時～午後5時

電話相談

女性の抱えるさまざまな悩みや問題について、男女共同参画センターの相談員がお話を伺います。

毎週月曜～土曜日：午前9時～午後7時

男女共同参画センター

〒192-0082

八王子市東町5-6 クリエイトホール8階

電話 042-648-2230

(相談専用) 042-648-2234

ファックス 042-644-3910

メール b050900@city.hachioji.tokyo.jp

ホームページ

<http://www.city.hachioji.tokyo.jp/shiminkatudo/danjokyodo/index.html>

開館時間

月～土曜日 9:00～19:00

日曜日 9:00～17:00

休館日

年末年始(12月29日～1月3日)

毎月第1火曜日(館内点検日)



クリエイトホールまでは・・・

JR八王子駅から徒歩4分

京王八王子駅から徒歩4分

駐車場はありませんので、車でお越しの方は八王子駅北口地下駐車場(有料)などをご利用ください。

編集・発行 八王子市男女共同参画センター